

### 第3章 対象事業に係る環境影響評価\*の項目

#### 3.1 環境影響評価の項目の選定

「第1章 対象事業の目的及び概要」において示した事業計画に基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因を抽出した。

工事中における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行、造成工事及び施設の設置等が挙げられ、供用時における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、施設の存在、施設の稼働、廃棄物の搬出入、廃棄物の発生が挙げられる。

本事業の実施に伴う環境影響要因を表 3.1.1 に示す。

表 3.1.1 本事業の実施に伴う環境影響要因

影響をおよぼす時期	影響要因の区分	環境影響要因
工事中	工事の実施	・ 建設機械の稼働 ・ 資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行 ・ 造成工事及び施設の設置等
供用時	工作物の存在及び供用	・ 施設の存在 ・ 施設の稼働 ・ 廃棄物の搬出入 ・ 廃棄物の発生

また、環境影響評価の項目については、「新潟県環境影響評価技術指針（平成12年4月21日新潟県告示第831号）（以下、「技術指針」という。）別表第1標準項目の11」に示される「ごみ焼却施設及び産業廃棄物焼却施設事業に係る標準項目」及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省平成18年9月）」に基づき、表 3.1.1 に示した影響要因\*及び対象事業実施区域及びその周辺の地域特性を考慮して、環境影響評価項目の削除又は追加を検討し、項目の選定を行った。

選定した環境影響評価項目を表 3.2.1 に示す。

なお、環境影響評価法に基づく基本的事項の改正（平成26年6月）により、環境影響評価項目の範囲に「一般環境中の放射性物質」が追加されているが、空間放射線量率は新潟県内の通常値の範囲内にある地域であり（2.1.9参照）、対象事業の工事中においては建設機械の稼働等により放射性物質が拡散・流出するおそれはないこと、また、供用時においても放射性物質に汚染された廃棄物の受入れは無いことから、それぞれ環境影響評価の項目として選定しないこととした。

#### 3.2 環境影響評価項目の選定の理由

各環境影響評価項目についての選定理由は、表 3.2.2 に示すとおりである。

表 3.2.1 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目と関連表

環境要素の区分  影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素														生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境							水環境				地質環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	一般環境中の放射性物質	
		大気質					騒音	振動	悪臭	水質			地下水の水質及び水位										地形及び地質
		硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	有害物質				水の汚れ	水の濁り	有害物質											
騒音	振動						悪臭	水の汚	水の濁り				有害物質	地下水の水位	重要な地形及び地質	重要な動物種及び注目すべき生息地	重要な植物種及び群落とその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	廃棄物	二酸化炭素等
工事の実施	建設機械の稼働							○	○														
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		◎	◎	○			○	○														
	造成工事及び施設の設置等										○				○	○	○			○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形の変更後の土地及び施設の存在												▲		○	○	○	○		○			
	稼働設備の稼働	排ガス	○	○	○	○																○	
		排水									○	○	▲			◎	◎	◎					
	機械等の稼働						○	○					◎		◎		◎						
	廃棄物の搬出入		○	◎	○			○	○														
廃棄物の発生																					○		
備考																							
<p>1 ○印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目のうち、環境影響評価を行う項目。                  ◎印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目以外の項目で、環境影響評価を行う項目（追加項目）。                  ▲印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目のうち、環境影響評価を行わない項目（削除項目）。</p> <p>2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>4 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8 「一般環境中の放射性物質」は標準項目ではないが、環境影響評価法に基づく基本事項の改正（平成26年）により環境影響評価項目の範囲に追加されたことから、調査・予測・評価の対象項目とするか検討を行った。</p>																							

表 3.2.2(1) 環境影響評価項目の選定理由等 (1/3)

環境要素*		影響要因		環境影響評価項目として選定した理由、もしくは、標準項目に対して削除した理由			
大気環境	大気質	硫黄酸化物*	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス）	○	施設の稼働に伴い、煙突から硫黄酸化物が排出され、広範囲に拡散する可能性がある。	
		窒素酸化物*	土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	◎	資材運搬等の車両の走行に伴い、窒素酸化物が発生し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。
				施設の稼働（排ガス）	○	施設の稼働に伴い、煙突から窒素酸化物が排出され、広範囲に拡散する可能性がある。	
		浮遊粒子状物質*	土地又は工作物の存在及び供用		廃棄物の搬出入	○	廃棄物の搬出入車両の走行に伴い、窒素酸化物が発生し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。
				工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	◎	資材運搬等の車両の走行に伴い、浮遊粒子状物質が発生し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。
		粉じん等*	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス）	○	施設の稼働に伴い、煙突から浮遊粒子状物質が排出され、広範囲に拡散する可能性がある。	
				建設機械の稼働	◎	廃棄物の搬出入車両の走行に伴い、浮遊粒子状物質が発生し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。	
					○	建設機械の稼働に伴い、粉じん等が飛散し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。	
		有害物質	土地又は工作物の存在及び供用	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	資材運搬等の車両の走行に伴い、粉じん等が飛散し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。	
				廃棄物の搬出入	○	廃棄物の搬出入車両の走行に伴い、粉じん等が飛散し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。	
		有害物質		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス）	○	施設の稼働に伴い、煙突から有害物質が排出され、広範囲に拡散する可能性がある。大気汚染防止法では廃棄物焼却施設の有害物質として塩化水素、ダイオキシン類、水銀が規定されているため、上記 3 物質を有害物質の対象とする。
		備考					
○印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目のうち、環境影響評価を行う項目。							
◎印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目以外の項目で、環境影響評価を行う項目（追加項目）。							
▲印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目のうち、環境影響評価を行わない項目（削除項目）。							

表 3.2.2(2) 環境影響評価項目の選定理由等 (2/3)

環境要素		影響要因		環境影響評価項目として選定した理由、もしくは、標準項目に対して削除した理由		
大気環境	騒音*	騒音	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により、周辺地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	工事用車両の走行に伴う騒音の発生により、走行路沿道の地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(機械等の稼働)	○	新たに施設(機械等)が稼働するため、周辺地域に対し影響を及ぼすおそれがある。	
			廃棄物の搬出入	○	増加するゴミ運搬車両の走行により、周辺集落に及ぼす影響が考えられる。	
	振動*	振動	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う振動の発生により、周辺地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	工事用車両の走行に伴う振動の発生により、走行路沿道の地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(機械等の稼働)	○	新たに施設(機械等)が稼働するため、周辺地域に対し影響を及ぼすおそれがある。	
			廃棄物の搬出入	○	増加するゴミ運搬車両の走行により、周辺集落に及ぼす影響が考えられる。	
	悪臭	悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(排ガス)	○	煙突から新たな排ガスが排出されるため、悪臭物質*の排出が考えられる。
水環境	水質	水の汚れ	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(排水)	○	施設の稼働によって発生する排水はクローズドシステムを採用するため施設外には排水されないが、施設内で使用する生活雑排水は処理後に排水されるため、公共用水域の水質に対し影響を及ぼすおそれがある。
		水の濁り	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	○	工事中に発生する裸地から、降雨による濁水の発生が考えられる。
			土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(排水)	○	施設の稼働によって発生する排水はクローズドシステムを採用するため施設外には排水されないが、施設内で使用する生活雑排水は処理後に排水されるため、公共用水域の水質に対し影響を及ぼすおそれがある。
	有害物質	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(排水)	▲	施設の稼働によって発生する排水はクローズドシステムを採用するため施設外には排水されない。このため、有害物質を含む排水により、公共用水域の水質に対し影響を及ぼすおそれはないため、環境影響評価項目として選定しない。	
	地下水の水位及び水質	地下水の水位	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(機械等の稼働)	◎	施設の稼働に伴い、機器の冷却用や生活用水として地下水を利用することにより、地下水の水位に影響を及ぼすおそれがある。
備考						
○印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目のうち、環境影響評価を行う項目。						
◎印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目以外の項目で、環境影響評価を行う項目(追加項目)。						
▲印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目のうち、環境影響評価を行わない項目(削除項目)。						

表 3.2.2(3) 環境影響評価項目の選定理由等 (3/3)

環境要素		影響要因		環境影響評価項目として選定した理由、もしくは、標準項目に対して削除した理由	
地質環境	地形及び地質	重要な地形及び地質*	土地又は工作物の存在及び供用	地形の改變後の土地及び施設の存在	▲ 対象事業実施区域内に重要な地形及び地質は無く、対象事業実施区域周辺についても、事業に伴う地形・地質の改變は無いことから、環境影響評価項目として選定しない。
動物	重要な動物種*及び注目すべき生息地*	土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	○ 工事中において、造成工事及び施設の設置等により、保全すべき種の生息環境に影響を及ぼすおそれがある。
			施設の稼働(排水)	地形の改變後の土地及び施設の存在	○ 地形の改變後の土地及び施設の存在により、保全すべき種の生息環境に影響を及ぼすおそれがある。
				○ 施設の稼働によって発生する排水により、保全すべき種の生息環境に影響を及ぼすおそれがある。	
				○ 機械等の稼働に伴い、保全すべき種の生息環境に影響を及ぼすおそれがある。	
植物	重要な植物種及び群落*とその生育地	土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	○ 工事中において、造成工事及び施設の設置等により、保全すべき種の生育環境に影響を及ぼすおそれがある。
			施設の稼働(排水)	地形の改變後の土地及び施設の存在	○ 地形の改變後の土地及び施設の存在により保全すべき種の生育環境に影響を及ぼすおそれがある。
				○ 施設の稼働によって発生する排水により、保全すべき種の生育環境に影響を及ぼすおそれがある。	
				○ 機械等の稼働に伴い、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼすおそれがある。	
生態系	地域を特徴づける生態系	土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	○ 工事中において、造成工事及び施設の設置等により、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼすおそれがある。
			施設の稼働(排水)	地形の改變後の土地及び施設の存在	○ 地形の改變後の土地及び施設の存在により、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼすおそれがある。
				○ 施設の稼働によって発生する排水により、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼすおそれがある。	
				○ 機械等の稼働に伴い、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼすおそれがある。	
景観	主要な眺望点*及び景観資源並びに主要な眺望景観*	土地又は工作物の存在及び供用	地形の改變後の土地及び施設の存在	○ 対象事業実施区域内に新たに煙突及び建物が建設されることから、周辺からの景観に影響を及ぼすおそれがある。	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場*	土地又は工作物の存在及び供用	地形の改變後の土地及び施設の存在	○ 地形の改變後の土地及び施設の存在により、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の変化が考えられる。	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	○ 施設の建設工事に伴い造成の工事等における残土や建設廃材等の発生が考えられる。	
	廃棄物	土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の発生	○ 廃棄物の焼却処理に伴い、飛灰等が発生することがある。	
温室効果ガス等	二酸化炭素等	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(排ガス)	○ 廃棄物の焼却処理に伴って、二酸化炭素等の温室効果ガスが発生する。	
備考					
○印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目のうち、環境影響評価を行う項目。					
◎印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目以外の項目で、環境影響評価を行う項目(追加項目)。					
▲印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目のうち、環境影響評価を行わない項目(削除項目)。					